

検閲基準

『昭和五年中に於ける出版警察概観』（二六頁）を翻刻し、変遷を「※」以下に注する。

（A）安寧紊乱出版物の検閲標準

（甲）一般的標準

一般的標準として左記各項は安寧秩序を紊乱するものと認めて居る。

- (1) 皇室の尊厳を冒瀆する事項
- (2) 君主制を否認する事項
- (3) 共産主義無政府主義等の理論乃至戦略、戦術を宣伝し、若は其運動の実行を煽動し、又は此の種の革命団体を支持する事項
- (4) 法律裁判等国家権力作用の階級性を高唱し、其の他甚だしく之を曲説する事項
- (5) テロ、直接行動及び大衆暴動等を煽動する事項
- (6) 植民地の独立運動を煽動する事項
- (7) 非合法的に議会制度を否認する事項
- (8) 国軍存立の基礎を動揺せしむる事項
- (9) 外国の君主、大統領又は帝国に派遣せられたる外国使節の名譽を毀損し、之が為国交上重大なる支障を来たす事項
- (10) 軍事上外交上重大なる支障を来す可き機密事項
- (11) 犯罪を煽動若は曲庇し、又は犯罪人若は刑事被告人を賞恤救護する事項
- (12) 重大犯人の捜査上重大なる支障を生じ其の不検挙により社会の不安を惹起するが如き事項（特に日本共産党残党員検挙事件に此の例あり）
- (13) 財界を攪乱し、其の他著しく社会の不安を惹起するが如き事項

※一九三三年（昭和八）に次の二項目追加。

(14) 戦争挑発の虞ある事項

(15) 其の他著しく治安を妨害する事項

（乙）特殊的標準

特殊標準として考慮して居る主要なるものは概ね左の如くである。

- (1) 出版物の目的
- (2) 読者の範囲
- (3) 出版物の発行部数及社会的勢力
- (4) 発行当時の社会事情
- (5) 頒布地域 ※一九三二年（昭和六）のみ「(6)頒布の状況」がある。
- (6) 不穩箇所の分量

上記の如く禁止処分に際しては一般的標準と特殊的標準に鑑みて、当該出版物の安寧秩序に影響する点を慎重に考慮し決定するものであるから全く同一内容の記事を掲げながら、甲の出版物は禁止せられたるに拘らず、乙の出版物は例へば発行部数極めて僅少であつて社会的勢力微弱なる等の特殊的標準に因り不問に附せらるゝ事例もある。

(B) 風俗壊乱出版物の検閲標準

(甲) 一般的標準

一般的標準として左記各項は風俗を害するものと認めて居る

- (1) 猥雑なる事項
 - (イ) 春画淫本
 - (ロ) 性、性慾又は性愛等に関する記述にして淫猥、羞恥の情を起さしめ社会の風教を害する事項
 - (ハ) 陰部を露出せる写真、絵画、絵葉書の類
 - (ニ) 陰部を露出せざるも醜惡、挑発的に表現せられたる裸体写真、絵画、絵葉書の類
- (2) 乱倫なる事項（但し乱倫なる事項を記述せるも措辞平淡にして更に煽動的若くは淫卑、卑猥なる文字の使用なきものは、未だ風俗を害するものと認めず）
- (3) 堕胎方法等を紹介する事項
- (4) 残忍なる事項
- (5) 遊里、魔窟等の紹介にして煽情的に互り好奇心を挑発する事項

※一九三三年（昭和八）に次の一項目追加。

- (6) 其の他善良なる風俗を害する事項

(乙) 特殊標準

特殊標準として考慮するものは安寧禁止の場合に於けると大同小異である。